主 文

本件上告を棄却する。

理 由

検察官の上告趣意のうち、違憲(二八条違反)をいう点は、実質は、被告人らの本件所為の正当性についての事実誤認、単なる法令違反の主張にすぎず、判例違反をいう点は、所論引用の判例は、いずれも本件と事案を異にし、すべて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年三月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	関	根	/]\	郷
裁判官	坂	本	吉	勝